

平成28年度 成年後見人経験者用セミナー カリキュラム

(新規名簿登載の単位には使用できません)

開催日時	テーマ 及び 【単位数】	講師
第1日目 10月29日 (土曜日)	I 10:30~12:00 (90分) 地域包括ケアと権利擁護業務 【更新:1.5単位】	日本成年後見法学会 副理事長 池田 恵利子
	II 13:00~14:30 (90分) 障害者権利条約の批准をめぐる法定後見制度の課題 【更新:1.5単位】	新潟大学 法学部 教授 上山 泰
	III 14:45~16:15 (90分) 死後事務 【更新:1.5単位】	リーガルサポート本部 副理事長 川口 純一
第2日目 11月3日 (木曜日) 祝日	I 10:30~12:00 (90分) 社会保障制度(在宅から施設入所まで、介護施設) 【更新:1.5単位】	特定非営利活動法人やすらぎ 理事長 和賀井 哲代
	II 13:00~14:30 (90分) 精神障害、知的障害の理解 【更新:1.5単位】	新宿東メンタルクリニック 院長 三浦 勇太
	III 14:45~16:15 (90分) 不動産の処分(空き家対策も含めて) 【更新:1.5単位】	リーガルサポート東京支部 相談役 山崎 政俊
開催日時	テーマ 及び 【単位数】	講師
第3日目 11月14日 (月曜日)	I 17:45~19:15 (90分) 後見人の倫理等について 【倫理】【更新:1.5単位】	リーガルサポート本部 相談役 松井 秀樹
	II 19:25~20:55 (90分) 専門職後見人による後見事務遂行上の留意点、問題点等 【更新:1.5単位】	東京家庭裁判所判事(予定)

※ 第1日目は土曜日、第2日目は木曜日(祝日)に開催します。ご注意ください。

【注意】

1. 各名簿に新規登載されるためには、新規登載カリキュラム12科目を受講し、新規単位18単位以上及び指定研修1単位以上の取得が必要です。
2. 各名簿の登載更新を受けるためには、更新単位12単位以上(必修科目表B更新研修①「倫理」1.5単位以上を含む)及び指定研修1単位以上の取得が必要です。
3. 早退・15分以上の遅刻については、いかなる理由による場合でも単位を付与いたしませんのでご注意ください。
4. 日司連会員研修実施要領に基づく単位制研修としての単位付与について  
○ 本セミナーを受講した会員には、1時間につき1単位が付与されます。
5. 講師及び講義内容が変更となる場合がありますが、ご了承ください。その他、本セミナーに関するお知らせは、LSシステム会員マイページ及びリーガルサポート東京支部ホームページ「司法書士向け情報」に掲載いたします。
6. 本研修受講情報をLSシステムに記録します。
7. 研修に関する問合せ先 (公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部

TEL: 03-3353-8191 FAX: 03-3353-8234

平成28年度成年後見人経験者用セミナー テーマ概要

日時		テーマ	概要
10月 29日 土	I 10:30～ 12:00	地域包括ケアと権利 擁護業務	超高齢社会の動向を理解するためには、地域包括ケアとその核となる地域包括支援センターを知っておくことが重要です。また地域包括支援センターの多岐にわたる業務の中で、特に後見制度にも関わってくる「権利擁護事業」の意義や範囲について理解しておきましょう。
	II 13:00～ 14:30	障害者権利条約の批准をめぐ る法定後見制度の課題	現行の法定後見制度が障害者権利条約12条に抵触するかについて、今年国連に提出された政府報告書の内容も踏まえながら検討します。この際、同条の規範内容が実施段階で変容したことに焦点を当てて、今後のあるべき実務や法改正についても触れてみたいと思います。
	III 14:45～ 16:15	死後事務	本人の死後、やるべきことは何なのか、本来相続人等がやるべき死後の事務をやむを得ずやる場合は、何の権限でやるのか、やってはいけないことは何なのか、引渡はどうしたらいいのか等を、円滑化法も踏まえ、考えてみたいと思います。
11月 3日 木祝	I 10:30～ 12:00	社会保障制度(在宅から施設入所まで、介護施設)	介護保険制度の変遷を概観するとともに、①在宅から施設入所まで ②入院先から地域社会への復帰までの流れの中で、利用できる公的助成制度とその活用方法を中心にお話したいと思います。
	II 13:00～ 14:30	精神障害、知的障害の理解	判断能力は現存の健康な認識、病状、脳機能、治療などのそれぞれの様態に影響を受ける。つまり固定をしていないことが多い。精神障害や知的障害、治療・支援の概要を示して、障害を持つ者への客観評価などを検討する。
	III 14:45～ 16:15	不動産の処分(空き家対策も含めて)	成年後見業務における不動産の処分に関する諸問題について、居住用不動産の処分を中心に考えてみたい。また、成年後見人として管理する成年被後見人の不動産に関して、いわゆる「空家法」との関係で問題になると思われる点についても触れてみたい。
11月 14日 月	I 17:45～ 19:15	後見人の倫理等について	本人意思尊重義務と身上配慮義務、そして身上監護業務と財産管理業務から後見人の行動の指針となるもの、後見人の倫理について、また後見人の不祥事が頻発しているためその点についても触れます。
	II 19:25～ 20:55	専門職後見人による後見事務遂行上の留意点、問題点等	東京家庭裁判所後見センター判事をお招きして、専門職後見人による後見事務遂行上の留意点、問題点等についてご講義いただく予定となっております。